

保護者の皆様

保育課長

保育所等における給食費無償化の実施期間の延長について

標題の件につきまして、令和5年4月1日から令和5年7月31日までの間、本市に在住する児童の保育所等における給食費の無償化を実施しておりますが、本事業については令和5年12月31日まで実施期間を延長することとしましたので、お知らせいたします。

1 給食費無償化の期間

令和5年4月1日から令和5年12月31日まで

2 対象者

保育所、認定こども園、事業所内保育事業所、幼稚園、認可外保育所を利用する本市に在住の3歳児クラスから5歳児クラスの児童

※ 認可外保育所については、月極契約等、継続して利用する児童に限ります。

※ 満3歳児の1号認定（新1号認定）の児童を含みます。

3 お手続き

利用する保育所等に対して、無償化の期間は給食費の徴収を行わないよう依頼いたします。なお、給食費の無償化に関して保護者の皆様にお問い合わせ等にはございません。

572-8533

大阪府寝屋川市池田西町28番22号

寝屋川市こども部保育課

TEL：072-812-2552（直通）